

平成15年4月から
変わります！

国民健康保険制度

4月から国民健康保険の制度が、次のように変わりますのでお知らせします。

●外来の薬剤に掛かる患者一部負担が廃止されます

改正前

6歳以上70歳未満の人が、外来で薬剤を処方してもらった場合には、薬剤の種類数などによって一定の額を負担します。

改正後

外来で薬剤を処方してもらった場合の一部負担が廃止されます。

●退職者医療制度の自己負担割合が変わります

改正前

70歳未満

退職被保険者(本人)	外来・入院とも2割
被扶養者(扶養家族)	外来3割、入院2割

改正後

70歳未満

退職被保険者(本人)	3割
被扶養者(扶養家族)	

●70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が一部変わります

改正前

自己負担限度額(月額)

一般	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合、その超えた分の1%を加算
上位所得者	139,800円+医療費が699,000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円

改正後

自己負担限度額(月額)

一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算
上位所得者	139,800円+医療費が466,000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円

問合せ 国保年金課 直通☎982・5116

介護保険制度

平成15年4月から
変わります！

介護保険制度がスタートして3年になり、介護を必要とする方は今後さらに増加することが予想されます。多くの方により充実したサービスを提供するため、介護保険料とサービス内容を次のように見直しました。

●介護保険料の見直し

65歳以上の人口や今後予想されるサービスの量などを想定し、平成15年度から17年度までの保険料を決定しました。また、吉川市の基準額(月額)を2,621円から2,600円に引き下げました。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象者	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税非課税(※合計所得200万円未満)	本人が住民税課税(※合計所得200万円以上)
保険料(月額)	15,600円	23,400円	31,200円	39,000円	46,800円

※第4段階と第5段階の境界となる基準所得が、250万円から200万円に変わりました。

●介護サービス内容の見直し(吉川市独自のサービスを始めます！)

◆要支援の支給限度基準額の上乗せ(介護保険の上乗せサービス)

標準的な支給限度基準額61,500円に代わり、96,000円になります。

◆在宅復帰支援(介護保険の特別給付サービス)

通常、介護保険では施設に入所されている方は、一時帰宅中に在宅サービスは受けられず全額自己負担になりますが、在宅復帰を支援するため介護保険のサービスとして一時帰宅中の在宅サービスについても保険の対象となります。

- ・利用可能日数 14日以内/年度
- ・利用可能回数 2回まで/年度

問合せ いきいき推進課 直通☎982・5119

問合せ 市民参加推進課

直通☎982・九四九八

◆転入されて間もない方など、自治会に関してわからないことがありましたらご連絡ください。

本吉川一区自治会から、本吉川二・三・四・五区自治会で使われている集会所に、財団法人自治総合センターが実施している平成十四年度宝くじ助成を受けて、音響設備や空調設備を整備しました。

本吉川集会所の設備が充実しました

川藤自治会では、財団法人自治総合センターが実施している平成十四年度宝くじ助成を受けて、利用しやすいバリアフリーの「川藤自治会館」を整備しました。



川藤自治会館が完成しました